

議案第 57 号

橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成 18 年橋本市条例第 174 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後		改正前	
<p>(維持管理負担金及び使用料)</p> <p>第 11 条 処理施設の使用者は、別表第 3 に定める額に、当該額に消費税(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を維持管理負担金及び使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 供用開始後 3 年を経過して排水設備を設置していない受益者及び使用開始後において休止又は廃止した施設の受益者は、前項の規定により算出した維持管理負担金を納付しなければならない。</p> <p>3 市長が特別の事由があるときには、前 2 項の規定により算出した維持管理負担金及び使用料の全部若しくは一部を減免又は徴収猶予することができる。</p> <p>4～6 略</p>		<p>(維持管理負担金及び使用料)</p> <p>第 11 条 処理施設の使用者は、別表第 3 に定める維持管理負担金及び使用料を納付しなければならない。また、供用開始後 3 年を経過して排水設備を設置していない受益者及び使用開始後において休止又は廃止した施設の受益者は、別表第 3 に定める維持管理負担金を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときには、維持管理負担金及び使用料の全部若しくは一部を減免又は徴収猶予することができる。</p>	
別表第 3 (第 11 条関係)		別表第 3 (第 11 条関係)	
種別	料 金 (月 額)		備 考
	維持管理負担金	使用料	
一般用	2, 130 円	556 円/1 人	同居世帯員 4 人 まで
学校・保育所等	9, 260 円	278 円/1 人	同居世帯員 5 人 目から
地区集会所等	2, 130 円		
一般用	2, 300 円	600 円/1 人	同居世帯員 4 人 まで
学校・保育所等	10, 000 円	300 円/1 人	同居世帯員 5 人 目から
地区集会所等	2, 300 円		

工場・事務所	2,130 円	556 円/1 人	住居者を除く従 業員 4 人まで
		278 円/1 人	住居者を除く従 業員 5 人目から
備考 1～5 略			
工場・事務所	2,300 円	600 円/1 人	住居者を除く従 業員 4 人まで
		300 円/1 人	住居者を除く従 業員 5 人目から
備考 1～5 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の処理施設の維持管理及び使用にかかると維持管理に適用し、同日前の処理施設の維持管理及び使用にかかると維持管理に適用し、なお従前の例による。